

賦課限度額控除後基準総所得金額及び

被保険者総数調査に関する Q&A

問1 市町村標準保険料率の算定方法として、平成 27 年度の実績数値を活用する方法と平成 28 年度の数値を活用する方法が示されているが、どのように選択すれば良いのか。

(答)

どちらの算定方法も選択可能だが、市町村標準保険料率の算定に当たり、都道府県標準保険料率と同様に、都道府県統一の保険料算定基準として、二方式を採用し、かつ、独自の賦課限度額や所得係数(β')を設定しない場合には、国から平成 27 年度ベースの基準応益割額及び基準応能割率を示すため、平成 27 年度の実績数値を活用する方法の方が比較的事務負担が少ないのではないかと考える。

市町村標準保険料率(医療分・後期支援金分)の算定方式を三方式・介護納付金分の算定方式を二方式として、独自の賦課限度額や所得係数(β')を設定しない場合には、都道府県は、平成 27 年度の月報A表の A8 及び月報E表の E4 から一般被保険者に係る 1 月－12 月ベースの年平均の世帯数の実績を把握して、平成 27 年度ベースの基準平等割額(医療分・後期支援金分)を算定することが可能なため、平成 27 年度の実績数値を活用する方法の方が比較的事務負担が少ないのではないかと考える。

市町村標準保険料率の算定方式を四方式とする場合には、平成 27 年度の実績数値を活用する方法の場合、市町村別に平成 27 年度の賦課限度額控除後の固定資産税額の実績を把握するための調査が必要である。そのため、平成 27 年度の実績数値を活用せずに、平成 28 年 4 月 1 日現在の賦課限度額控除前の基準総所得金額及び固定資産税総額並びに平成 28 年 4 月 1 日現在の被保険者数及び世帯数を事前に収集して活用する方法の方が比較的事務負担が少ないのではないかと考える。なお、平成 27 年 1 月－12 月ベースの年平均の被保険者数及び世帯数を活用することも可能である。

市町村標準保険料率の算定方式を二方式及び三方式として、独自の賦課限度額を設定する場合にも、四方式の場合と同様に平成 28 年 4 月 1 日現在の賦課限度額控除前の基準総所得金額等の調査が必要になるため、平成 28 年度の数値を活用する方法の方が比較的事務負担が少ないのではないかと考える。

問2 賦課限度額を超える世帯の基準総所得金額及び固定資産税総額の計算の処理フローについては、都道府県が示した基準保険料額(率)に基づき、市町村で賦課限度額を超える世帯を特定し、算出された賦課限度額控除後の基準総所得金額及び固定資産税総額を市町村基礎ファイルで都道府県に提供する流れが示されている。

都道府県が示した基準保険料額(率)で概算調整対象収入総額に不足が生じた場合には、都道府県においてその不足額を考慮して基準保険料額(率)を計算し直し、市町村においても、新たな基準保険料額(率)に基づき、再度、賦課限度額控除後の基準総所得金額及び固定資産税総額を算出する処理を適切な数値が算出されるまで繰り返すことになるのか。

(答)

事務負担の軽減を図る観点から、都道府県から基準保険料率を市町村に示した後は、市町村の処理により賦課限度額控除後の基準総所得金額及び固定資産税総額を算出し、賦課限度額控除後の基準総所得金額及び固定資産税総額を繰り返し算出する処理は行わない想定である。

この処理を繰り返さないため、都道府県から示された基準保険料率に基づき算出した賦課限度額控除後の基準総所得金額及び固定資産税総額により収入総額を求めた場合、概算調整対象収入総額に不足する場合が見込まれるが、賦課限度額控除後の基準総所得金額及び固定資産税総額は推計値であり、実際の金額との差は許容可能な範囲になると考えている。

その上で、都道府県が収入不足分に相当する額を踏まえて、市町村標準保険料率を査定することや、賦課限度額を超える世帯の超過基準総所得金額及び超過固定資産税総額をより実態に近い数値とするため、都道府県と市町村との協議により、この処理を繰り返すことも可能と考えている。

問3 市町村標準保険料率を算定するため、一般被保険者に係る賦課限度額控除後の基準総所得金額及び固定資産税総額を算定する場合の端数処理は、どのように行うべきか。

(答)

各市町村の基準総所得金額については、都道府県標準保険料率を算定する場合と同様に、有所得者ごとに千円未満を切り捨てて集計することを基本と考えている。

また、以下の計算により、一般被保険者に係る賦課限度額控除後基準総所得金額も千円未満の端数が生じない値とする。

市町村の基準総所得金額(千円)(退職被保険者等分・平成 28 年4月1日現在・賦課限度額控除前) <有所得者ごとに千円未満切り捨てて集計して得た額>

－賦課限度額に相当する基準総所得金額を超える額(千円)(退職被保険者等分) <千円未満四捨五入>

＝(A) 賦課限度額に相当する基準総所得金額(千円)(退職被保険者等分) <千円未満の端数が生じない>

賦課限度額を超える世帯の基準総所得金額(千円)(全被保険者分・賦課限度額控除前) <千円未満切り捨て>

－賦課限度額に相当する基準総所得金額(千円)(全被保険者分) <千円未満切り捨て>

＝(B) 賦課限度額に相当する基準総所得金額を超える額(千円)(全被保険者分) <千円未満の端数が生じない>

市町村の基準総所得金額(千円)(全被保険者分・平成 28 年4月1日現在・賦課限度額控除前) <有所得者ごとに千円未満切り捨てて集計して得た額>

－(A) 賦課限度額に相当する基準総所得金額(千円)(退職被保険者等分) <千円未満の端数が生じない>

－(B) 賦課限度額に相当する基準総所得金額を超える額(千円)(全被保険者分) <千円未満の端数が生じない>

＝賦課限度額控除後基準総所得金額(千円)(医療分・混合按分後一般被保険者分) <千円未満の端数が生じない>

固定資産税総額についても、有資産者ごとに千円未満を切り捨てて集計し、基準総所得金額と同様の計算により、一般被保険者に係る賦課限度額控除後固定資産税総額も千円未満の端数が生じない値とする。

ただし、上記のとおり対応するため、市町村において事務負担の増加やシステム改

修等が見込まれる場合には、都道府県と市町村との協議により、都道府県統一の算定基準として、有所得者ごとに千円未満の端数を切り捨てない取扱いとするなど、地域の実状に応じた端数処理の基準を定めることは可能である。

問4 介護納付金分の市町村標準保険料率を三方式又は四方式で算定するため、基準平等割額を算定する場合に介護保険第2号世帯総数は4月1日現在の数値とすべきか、年度平均の数値とすべきか。

(答)

介護保険第2号世帯総数については、基準均等割額に係る被保険者数と同様に平成27年1月～12月ベースの年平均の数値を用いることを基本と考える。また、退職被保険者等分の世帯数も含める。

また、平成27年度ベースの基準平等割額(医療分・後期支援金分)算出のため、月報A表の世帯数の実績数値を活用する場合にも、平成27年1月～12月ベースの年平均の数値を用いることもできる。この場合、医療分、後期支援金分については、退職被保険者等分の世帯数を含まないため、月報A表のA8から把握した世帯数の年平均の数値から、月報E表のE4から把握した退職被保険者等単身世帯の世帯数の年平均の数値を控除して一般被保険者に係る世帯数の年平均の数値を算出する。

なお、問1に記載のとおり、事務負担を考慮して平成28年4月1日現在の数値を使う方法も示している。